

4月
4(日)
日

秋田県知事選挙 小坂町長選挙の投票日です!



選挙は私たちの願いを政治に反映させる機会です。
棄権することなく大切な一票を投じましょう!

【告示日】 《秋田県知事選挙》 3月18日(木)
《小坂町長選挙》 3月30日(火)

投票日 4月4日(日)

投票について

投票日はいずれの選挙も4月4日(日)、投票時間は7時から19時(十和田湖地区は17時)です。開票は、当日20時から向陽体育館で行います。

投票所入場券

今回は二つの選挙を同時に実施しますが、投票所入場券はそれぞれ送付されます。秋田県知事選挙は3月18日(木)頃まで、小坂町長選挙は3月30日(火)頃まで届くように郵送します。投票当日もしくは期日前投票される際には、それぞれの選挙の入場券を持参してください。

万が一、投票当日までに入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。

郵便投票

身体に重度の障害があり身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方などは、郵便による在宅での不在者投票ができます。

この場合、あらかじめ証明書の発行が必要となりますので、町選挙管理委員会まで早めにお問い合わせください。

代理投票

投票は投票用紙に候補者氏名を記載しますが、指先や腕の疾病等により記載が難しい場合、投票補助者が本人に代わって代理記載します。希望される方は、投票所で受付の際にお伝えください。

投票できる方

この選挙で投票できるのは、次の要件を満たし選挙人名簿に記載されている方です。

【秋田県知事選挙】

- (1)年齢要件
平成15年4月5日以前に生まれた方
- (2)住所要件
令和2年12月17日以前から引き続いて小坂町に住んでいて、住民基本台帳に記載されている方

【小坂町長選挙】

- (1)年齢要件
平成15年4月5日以前に生まれた方
- (2)住所要件
令和2年12月29日以前から引き続いて小坂町に住んでいて、住民基本台帳に記載されている方

不在者投票

不在者投票用紙の請求は、送達日数を加味する必要があります。不在者投票を希望される方は、町選挙管理委員会へお問い合わせの上、早めの手続きをお願いします。

病院や施設等に入院・入所されている方は、施設の管理者へ不在者投票することをお伝えください。

